

学習者用端末等 使用ルール

【はじめに】

みなさんが学校から貸し出される学習者用端末には様々な機能があり、上手に使うことで、学級休業等になった時にも家で学習することができます。きちんとルールを守って、みんなが気持ちよく学習できるようにならう。学校からの指示以外の目的では使用しないようにしましょう。

【使用ルール】

学習者用端末およびモバイルルータの使用については、次のルールを守ってください。

- (1) 学校が認めた学習活動等（家庭等における場合のものを含む。）以外の目的で使用しないこと
- (2) 設定等を変更しないこと
- (3) 個人情報等重要データを保存しないこと
- (4) 他のソフトやアプリケーションをインストールしないこと
- (5) 目的外のインターネットの使用は行わないこと
- (6) セキュリティの維持に努めること
- (7) ID、パスワード等の情報を他の人に漏らさないこと
- (8) 他の人に使わせたり、貸したりしないこと
- (9) 学習者用端末やモバイルルータ等を売ったり、捨てたり、またはわざと壊したりしないこと
- (10) 他の人に対して、被害や悪影響を与えないこと
- (11) その他、学校の決まりを守ること

【その他】

- 学習者用端末およびモバイルルータの使用者は本人のみです。
- 学校から自宅に持ち帰るときは、全てPC用ケースに入れた端末を通学用かばんに入れて、途中で取り出さないようにしましょう。
- 放課後の活動中も先生から指示された場所でルールに従って使いましょう。
- 学習者用端末を学校に持っていく時は、先生の指示に従い、家で充電が必要な場合は、充電された状態で持ってきましょう。
- 使用しないときは電源を切りましょう。
- 機器類はていねいに扱いましょう。
学習者用端末やモバイルルータにはっているシールをはがさないようにしましょう。
- 家庭で、学習者用端末やモバイルルータを使用する時は、次のような活用場所や保管場所には注意しましょう。
例：洗面所やふろ場など水回りの付近で扱わない、不安定な場所に置かない、物を乗せない など
- 学校に返却する日に欠席した場合は、友だちに預けないようにしましょう。

【保護者の皆様へ】

※破損・紛失・故障等で使用できない場合は必ず学校に連絡してください。

※故意による行為や重大な過失により、破損や紛失等に至った場合、児童生徒等の行為に至った背景や発達段階を考慮した上で、ご家庭に弁済していただく場合がありますので、適切に管理いただくとともに、大切に扱うよう、お子様にお声掛けをお願いいたします。

○児童生徒又は保護者等が意図をもって、破損又は紛失等に及んだと認められる場合

例・学習者用端末等を投げる・踏みつける等の行為・学習者用端末等の譲渡、売却 など

○児童生徒または保護者等が通常払うべき注意を著しく欠いたことにより、破損または紛失等に至ったと認められる場合

例・学校が認めた学習活動等以外の目的で使用したことに起因する場合

- ・紛失、盗難（警察に被害届を提出し、受理された場合を除く）
- ・保護者等の判断による廃棄 など
- ・適切な管理を明らかに怠ったことによる破損、故障（雨天時に屋外で利用し雨水により故障した。洗面所や風呂場など通常利用が想定されない場所での取扱いが原因で故障した） など

※ルータの通信料は【学習者用端末等 使用ルール】に反しない限り大阪市が負担します。

※大阪市の備品であり、卒業・転校の際には返却していただきます。

【学校の決まり】

- 北稜ネットモラル5か条を守って使いましょう。

- ①他人を傷つけない。
- ②個人情報を守る。
- ③著作権を守る。
- ④インターネットやゲームに依存しない。
- ⑤情報を正確に捉え、上手く活用する。

- 授業中以外に使用せざるを得ないときは、目的を必ず先生に伝えて許可を取りましょう。
- 雨の日の昼休みのみ、休み時間中に使用しても構いません。（情報委員からアナウンスがあります）
- 持ち帰り用にクッション性のある袋を必ず用意しておきましょう。